

関東・東北豪雨による大規模水害に伴い労働保険料等の納期限の延長の措置について

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

労働保険料等の納期限の延長

台風18号の発生に伴い、対象地域を指定して労働保険料等の納期限の延長を行うこととします。

- (1) 今般の台風18号によって多大な被害を受けた以下の地域に所在地のある事業主等の方に対して、労働保険料等(※)の納期限の延長を行います。

※ 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金

【対象地域】

茨城県常総市のうち相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川、川崎町、小山戸町、十花町、上蛇町、新石下、収納谷、大房、館方、長助町、東野原、豊田、中妻町、中山町、原宿、兵町、福二町、平内、平町、曲田、三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、山口、若宮戸

- (2) (1)の地域に主たる事業所を有する事業主等の方につきましては、台風18号が発生した平成27年9月10日から、11月24日までに到来する保険料等の納期限が、11月25日まで自動的に延長されます。